

新しい自動車登録方式

OSS

ワンストップサービス

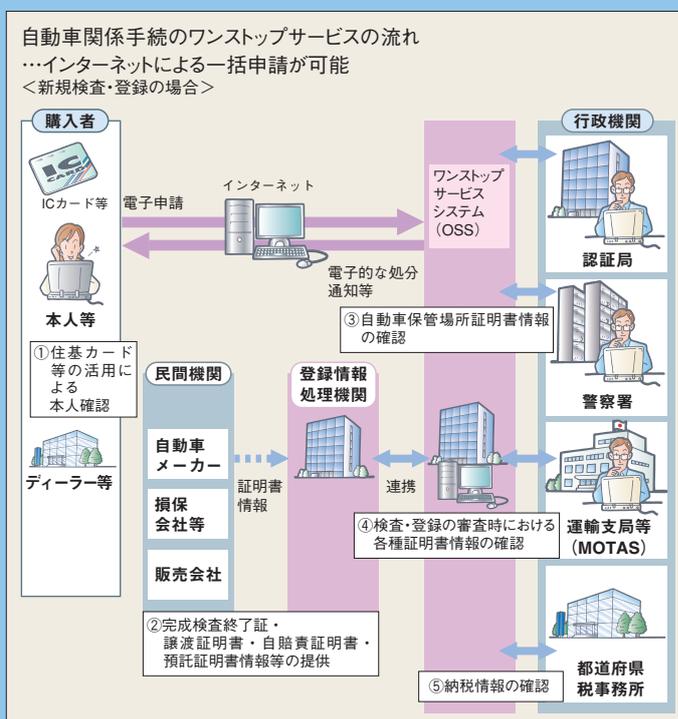
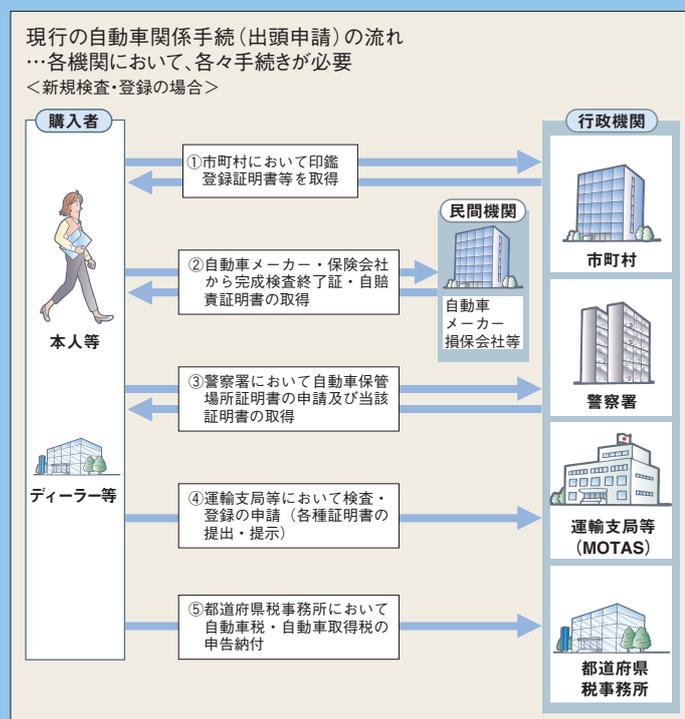


対象は新車新規登録車（型式指定車）です

自動車関係保有手続をオンラインにより1回で行うことが可能に

「自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）」とは、従来、別々に申請を行っていた自動車を保有するために必要な多くの手続（検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税の納税等）をオンラインにより一括して行うことが出来る新しい自動車登録（申請）方式です。

従来の書類申請で新車をご購入された方にご用意いただく「印鑑証明書」に代わり、「住民基本台帳カード（電子証明書付き）」を取得いただければ、OSS申請を御利用いただけます。OSS申請を利用すれば、申請のために窓口にお越しいただくことが不要となり、また、手数料が安くなる場合もあります。



〈OSSポータルサイト〉 <http://www.oss.mlit.go.jp>

住民基本台帳カード（電子証明書付き）が利用できます。

Point!

住民基本台帳カード（住基カード）は、お住まいの市区町村役場の市民課等の窓口で取得できます。その際、公的個人認証サービスの電子証明書の発行についても忘れずに申し出てください。※お住まいの市区町村役場における取扱いについては、（財）地方自治情報センターのホームページの「住基カード取扱窓口一覧」をご覧ください。

住基カード（電子証明書付き）の交付申請に必要なもの

運転免許証
パスポート など

写真付きの証明書で、
申請者の本人確認
ができるもの

+

写真

縦4.5cm×横3.5cm

+

住基カード交付申請書
電子証明書交付申請書

市区町村役場に
備えてあります

+

手数料

住基カード交付（500円）
電子証明書発行（500円）
（市区町村により異なる場合があります）

※住民基本台帳カードが無くても、印鑑証明等を利用してOSS代行申請を依頼できる方法も平成19年11月末より新たに導入されました。（裏面参照）

※法人でOSSを利用する場合には、管轄登記所にて「商業登記電子証明書」を取得してください。（詳しくは法務省ホームページをご参照、または自動車販売店にお問い合わせください。）



国土交通省

新しい自動車登録方式OSS



印鑑証明書と委任状でも ワンストップサービスをご利用頂けます

対象は新車新規登録車(型式指定車)です

次の4つの登録申請方法からいずれかをお選びください。

① OSS代行申請(印鑑証明利用) 印鑑証明書等を利用してワンストップサービス申請の代行を依頼する方法

ご用意いただくもの

- 印鑑証明書 ● 委任状
- 保管場所証明申請用添付書類

手続代行手数料は販売店にお尋ねください

新車をご購入された方に行っていただくことの概要

1. 市区町村役場で印鑑証明書を取得する。
 2. 委任状を作成する。
 3. 保管場所証明申請用添付書類を作成する。
- ※ 下取車がある場合は、別に印鑑証明書、委任状、譲渡証明書が必要となります。

② OSS代行申請(住基カード利用) 住基カードを利用してワンストップサービス申請の代行を依頼する方法

ご用意いただくもの

- 住基カード(電子証明書付き)
(法人の場合は商業登記電子証明書)
- 保管場所証明申請用添付書類

手続代行手数料は販売店にお尋ねください

新車をご購入された方に行っていただくことの概要

1. 市区町村役場で住基カード(電子証明書付き)を取得する。
 2. 電子委任状を店頭で作成する。
 3. 保管場所証明申請用添付書類を作成する。
- ※ 下取車がある場合は、別に印鑑証明書、委任状、譲渡証明書が必要となります。

③ OSS本人申請 新車をご購入された方が自らワンストップサービス申請をする方法

ご用意いただくもの

- 住基カード(電子証明書付き)
(法人の場合は商業登記電子証明書)
- 保管場所証明申請用添付書類
- インターネットの使えるパソコン
- ICカードリーダ ● スキャナー

手続代行手数料は販売店にお尋ねください

新車をご購入された方に行っていただくことの概要

1. 市区町村役場で住基カード(電子証明書付き)を取得する。
 2. 保管場所証明申請用添付書類を作成し、スキャナーで電子データにする。
 3. インターネットを使いOSS申請サイトに接続して、約80項目の申請事項を入力し、ICカードリーダに住基カードをセットして、電子署名後、送信する。
 4. 前納/後納分をインターネットバンキング/ペイジー対応のATMから支払う。状況を自動車販売店担当者にご連絡ください。
- ※ 下取車がある場合は、別に印鑑証明書、委任状、譲渡証明書が必要となります。
※ 申請状況等は新車をご購入された方が受付番号、パスワードにて照会し販売店にご連絡いただく必要がございますので、タイムラグ等により、納車日が遅れる場合があります。

④ 書類代行申請 従来どおり書類による登録申請の代行を依頼する方法

ご用意いただくもの

- 印鑑証明書 ● 委任状
- 保管場所証明申請書/添付書類

手続代行手数料は販売店にお尋ねください

新車をご購入された方に行っていただくことの概要

1. 市区町村役場で印鑑証明書を取得する。
 2. 委任状を作成する。
 3. 保管場所証明申請書及び添付書類を作成する。
- ※ 下取車がある場合は、別に印鑑証明書、委任状、譲渡証明書が必要となります。

【ワンストップサービス利用の注意点】

新車をご購入された方のお車の使用の本拠・保管場所がOSS対象地区であることが条件となっています。



国土交通省